

特許情報検索の現状と今後の可能性

—知的財産戦略に資するオープンデータの活用、時間制約下における知的財産デューデリジェンス実務指針の探索—

The current status and future possibilities of intellectual property information search

一般社団法人日本知的財産協会 情報検索委員会委員長

戸田 敬一

オムロン株式会社入社後、開発部門を経て2002年より知財部門にて知財全般を担当。2015年から当委員会に所属。2017年より現職。

✉ Keiichi_toda@omron.co.jp

1 はじめに

昨年来、IP ランドスケープという言葉を目にする機会が増え、AIの進展による知財業務の変化も囁かれています。このような状況下において、我々知財関係者の感覚や認識を大きく変える必要性に迫られている。得るべき情報は、特許のみならず、政治、経済、社会、技術など多方面へと広がり、企業が知財部門に求める成果は、より経営に係る重要なものになりつつある。

日本知的財産協会（JIPA）情報検索委員会では、これら変化を続ける知財環境に対応すべく、知財情報検索の技術的側面（調査手法）と知財活用の側面から様々な可能性を示唆する研究を行い、会員企業への発信を続けている。本稿では、その中から以下2つの研究テーマについて、成果の一部を紹介する。

- 知的財産戦略に資するオープンデータの活用
- 時間制約下における知的財産デューデリジェンス実務指針の探索

2 知的財産戦略に資するオープンデータの活用

特許データや非特許データのオープン化が進み、様々なデータが入手できる仕組みが構築されつつある。一方で、オープンデータをどのように知財分析へ活用すれば良いのかについて、入門的な解説や活用の事例は少なく、オープンデータの活用に対するハードルの高さが現在の課題である。

本稿では、具体的なオープンデータ活用の手法や事例

を紹介する。

2.1 有価証券報告書データの活用

代表的な企業情報である有価証券報告書に注目し、オープンデータとしての提供状況、活用の可能性等について検討した。

(1) 有価証券報告書の情報について

日本では金融庁がEDINET、米国では米国証券取引委員会がEDGARというシステムで有価証券報告書の情報をオープンデータとして提供している。EDINET、EDGARともデータ形式として財務情報の二次利用を容易とするために開発されたXBRL形式というデータフォーマットを採用している。これによりEDINET、EDGAR上の情報は、容易に表計算ソフトなどに取り込んで分析や加工を行うことができる。

有価証券報告書は公平かつ適時に開示し投資家を保護することを主目的にオープン化が進んでおり、政府のオープンデータ政策に先行していると思われる。たとえばデータフォーマットXBRL形式の普及推進団体（XBRL Japan¹⁾）は、日米の有価証券報告書で採用されていること等を理由に、XBRL形式を政府データのオープン化における標準的なデータフォーマットの1つとして提案している²⁾。

(2) 有価証券報告書データ活用ツール

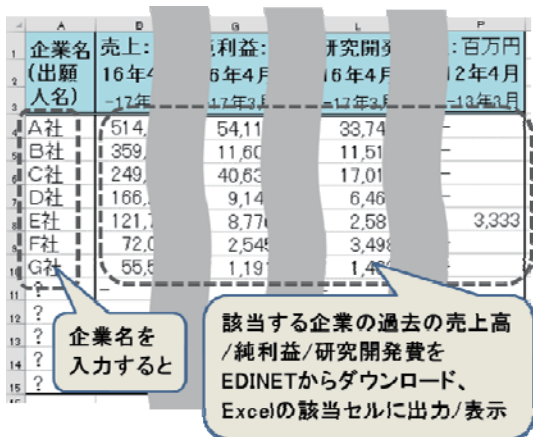
非商用利用において無償利用が可能なソフトウェアやAPIを使い、Excel上で有価証券報告書のオープンデー

タを活用できるツールを独自に試作した。

試作したツールで利用しているソフトウェアや API を商用利用するためには、必要なライセンスを提供元から取得しなければならない。また、非商用利用であっても提供元の利用規約等に沿った利用が必要である点に注意が必要である。

1) EDINET 活用ツール

一般社団法人 XBRL Japan が Web サイトで紹介している「有報キャッチャー EXCEL ツール」³⁾ を利用し、Excel 上で該当セルに企業名 (出願人名) を入力すると、対応するセルにその企業の過去数年の売上高、純利益、研究開発費などの財務情報を EDINET から自動ダウンロードして表示する機能 (図 1) を実現した。



この機能は、基本的には以下の A) ~ C) を Excel 上に記述することで実現した。

A) 予め EDINET から EDINET コードリスト⁴⁾ を入手し、企業名、証券コードおよび決算日を対応付けた対応表 (表 1) を作成。

B) 上記ツールにより提供される関数 (式 1) にて、該当企業・該当年度に対応する有価証券情報がある URL を入手。引数となる securityCode (証券コード)、baseDate (決算日) は、A) の対応表を参照して入力

C) 上記ツールにより提供される関数 (式 2) にて、B) で入手した有価証券情報の URL から売上高などの財務情報を入手。

(ア) url

B) の手順で入手した url

(イ) elementName

該当する要素名 (NetSales 等)

BaseDate (決算日)

A) の対応表から記載

(ウ) periodStart (期間開始日)

決算日から 1 年前の日付

UCXEdinetXBRLInstanceLatestASR
(securityCode, baseDate)

…… (式 1)

UCXFact (url, elementName, baseDate,
periodStart)

…… (式 2)

表 1 対応表の例

企業名	証券コード	決算日
A社	137X	2017/5/31
B社	775X	2017/5/31
C社	67XX	2017/3/31
D社	232X	2017/3/31
E社	・・・	2017/6/30
F社	・・・	2017/6/30
G社	・・・	2017/3/31

前述したツール (有報キャッチャー EXCEL ツール) のダウンロードファイルには、他にも具体的な使用例が含まれているので、応用にあたっての参考となる。

また、財務情報と別途入手した特許情報とを利用したグラフを自動作成することも可能である。(図 2)

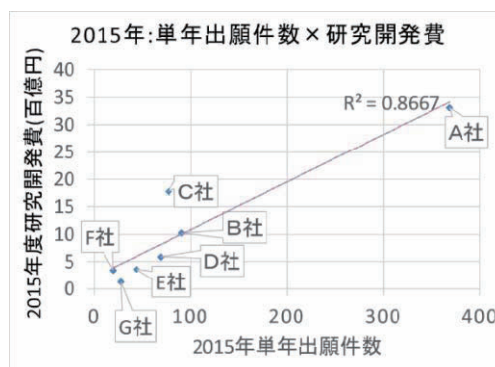


図 2 特許情報と財務情報の相関図 (例)

2) EDGAR 活用ツール

投資情報配信企業が提供する EDGAR データの Web サービス API⁵⁾ を利用し、Excel 上で調査対象企業に対応するティッカーシンボル⁶⁾ を入力することで、該当

する企業の過去の売上高などの財務情報を EDGAR からダウンロードすることができるツールを試作した。

まず、前述の API を利用するための利用登録が必要である（無料）。Web サービス提供元にアクセスし、利用登録⁷⁾を行う。利用登録の手順については提供元の Web サイトを参照されたい。

利用登録、サインイン、および設定を行うことで、Application key を入手することができる。Application key は API の実行のために必要な識別子である。サンプルで提供する関数例を利用する際には、それぞれ取得した Application key を使用することが必要である。Application key の入手手順は提供元の Web サイトを参照されたい。なお、その際に求められる入力項目「Web Site」は入力が必要であるが内容は自由である。

API によって得られる EDGAR の情報は多岐にわたり、詳細はサービス提供元の Web サイト⁸⁾を参照されたい。サンプルとして、下記の Excel 上に EDGAR から、(式 3) の【Tickersymbol】に対応する企業の 2013 年度～2017 年度の Total revenue、Net Income、Operating Profit、Research Development Expense、Selling, General & Administrative Expense 等を XML 形式で取り込む関数を提供する(式 3)。なお、(式 3) の【Application key】には前述した Application key を記述する。

(式 3) の関数で取り込まれた XML 形式のデータは、そのままでは取り扱いが煩雑である。Excel には XML 形式から必要な情報を取り出す関数として、FILTERXML 関数が提供されている。サンプルとして、取り込んだ XML 形式のデータが格納されているセルの番地を【XML】に記入すると 2013 年度の Total revenue に対するデータを取り出す使用例を提供する(式 4)。

なお、Total revenue 以外のフィールドについては、(式 4) での @field='totalrevenue' に対応するフィールド名を記述する。詳細については提供元の Web サイトおよび取り込んだ XML 形式のデータの内容を参照されたい。また、row[1] の [] の中の数字が EDGAR から取り込んだデータの年度に対応しており、サンプルでは 2013 年から取り込んでいるので、最初の 2013 年度が 1 に対応している。以降の年度は 2、3 と増やすことで取り込むことができる。試作ツールの

動作例を図 3 に示す。

```
WEBSERVICE ("http://edgaronline.api.mashery.com/v2/corefinancials/ann.xml?fields=IncomeStatementConsolidated&primarysymbols=【Tickersymbol】&fiscalperiod=2013q1~2017q4&sortby=fiscalperiod+asc&appkey=【Application key】")
…… (式 3)
```

```
FILTERXML (【XML】,"//response/result/rows/row[1]/values/value[@field='totalrevenue']")
…… (式 4)
```

Apple	FY13	FY14	FY15
Total revenue	\$233,715,000,000	\$170,910,000,000	\$233,715,000,000
Net Income	\$39,510,000,000	\$37,037,000,000	\$53,394,000,000
Operating profit	\$52,503,000,000	\$48,999,000,000	\$71,230,000,000
Research Development expense	\$6,041,000,000	\$4,475,000,000	\$8,067,000,000
Selling General Administrative expenses	\$11,993,000,000	\$10,830,000,000	\$14,329,000,000

図 3 EDGAR 試作ツールの動作例

2.2 世界銀行データの活用

世界銀行が各国の様々なデータをオープンデータとして公開しており、特許データとの組み合わせによる新たな観点での特許分析について検討した。

世界銀行の Web サイト⁹⁾にある「データ一覧」を選択することで、オープン・データ・イニシアティブというオープンデータ・ポータルサイトにアクセスできる。そのサイトで情報を取得したい国名を選択したうえで CSV 形式、XML 形式、XLS 形式などのデータ形式でデータを一括取得することができる。項目によってはデータが格納されていない場合もあるが、古いものでは、1960 年からデータが格納されている。なお、取得可能なデータには、広く活用されている国内総生産 (GDP) 以外にも知財分析に活用が考えられそうなデータとして、例えば表 2 のようなものが公開されている。

今回は、世界銀行で公開されているデータのうち、GDP、二酸化炭素 (CO₂) 排出量、特許行政年次報告書で公開されている諸国の特許出願件数の推移を組み合わせることで、新たな出願国となる可能性がある国を予測できるかについて、過去の歴史と比較して検証した。

表2 世界銀行で公開されているデータ（抜粋）

ハイテク製品輸出（輸出製品に占める割合）
総人口
人口増加率（年率）
1人当たり国内総生産（名目米ドル）
インフレ率、GDPデフレーター（年率）
軍事費（対GDP比）
中央政府債務総額（対GDP比）
研究開発費（対GDP比）
二酸化炭素排出量（1人当たりメトリックトン）
エネルギー消費量（1人当たり石油キロ換算）
電力消費量（1人当たりキロワット時、kWh）
上場企業の時価総額（対GDP比）
サービス等、付加価値（対GDP比）
工業、付加価値（対GDP比）
農業、付加価値（対GDP比）

CO₂ 排出量や GDP は、市場となりうる国の基盤整備に依りて増加する値である。一方、特許出願件数は市場としての基盤が確立した国（地域）に対する市場としての期待値であると考え、①産業の発展に応じ CO₂ 排出量が増加し、②発展した産業によって GDP が上昇し、③産業保護のための特許出願が増加するとの仮説を立て、CO₂ 排出量および GDP の変動から、特許出願件数の増加の予測を試みた。

仮説検証のため、既に市場が成熟している日本と、近年経済成長が著しいことが明らかな中国について、前述の①②③の関係を確認した。

本研究では（国民1人あたりの）CO₂ 排出量と GDP とのデータについて、長期的傾向をみるために、100% を基準とした前年からの変化率の後方10年の移動平均値を指標として用いて分析を行った。また、日本と中国の特許出願件数は特許庁発行の特許行政年次報告書のデータを利用した。

日本では、図4を参照すると、1990年頃まで一旦停滞していたCO₂ 排出量の増加が再び始まり、1992年頃にはGDP増加率の上昇傾向がみられた。その後

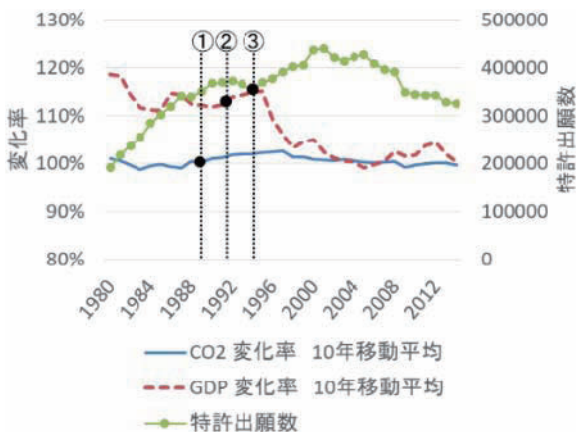


図4 日本のデータ推移

1995年頃から停滞していた特許出願件数の増加が確認された。

同様に、中国では、図5を参照すると、2002年頃までならかな増加をしていたCO₂ 排出量が、急増するのに伴い、2005年頃からGDPの成長率が増加したことが確認された。その後、2009年頃からの中国における特許出願件数の爆発的な増加は記憶にも新しい。特許出願件数の増加には、経済成長の他にも、当該国の知財政策が強い影響をもたらすため、法改正等の背景情報の収集も重要である。

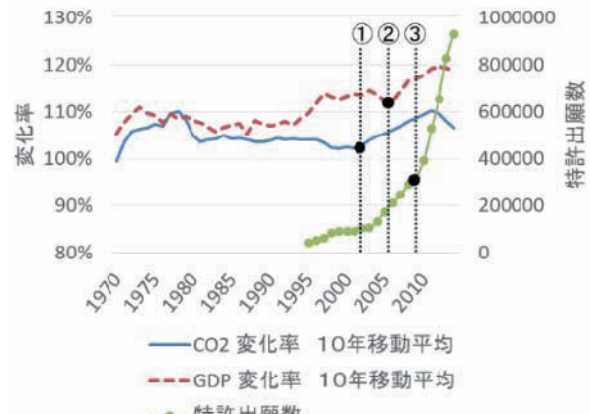


図5 中国のデータ推移

日本および中国の事例から、本稿での仮説はある程度支持されうると推定し、サンプル事例として、今後の経済発展が期待されるアフリカ諸国から、ナイジェリアとケニアの出願国としての立ち上がりの予測を試みた。

ナイジェリアでは、図6を参照すると、1990年代で減少が続いていたCO₂ 排出量変化率の移動平均値が、2000年頃から100%以上に転じ、2002年頃からGDP変化率の移動平均値も前年比で10%以上増加していることが分かる。よってナイジェリアでは、特許出

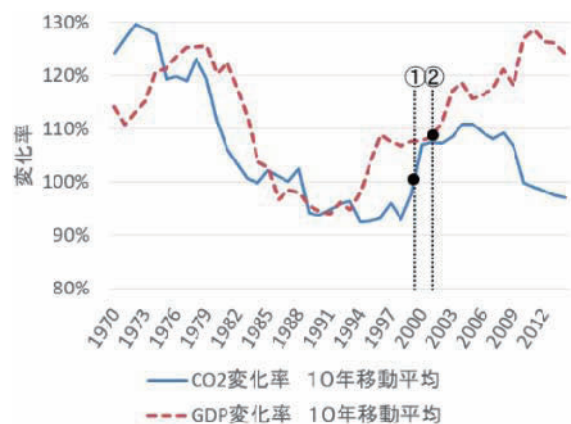


図6 ナイジェリアのデータ推移

願国としての素地を備えつつあるのではないかと推測される。またナイジェリアの2014年の1人当たりの名目GDPは中国の2008年頃に相当することから、今後の知財制度や司法制度の発達に応じて、出願国として検討すべき国であると考えられることができる。

ケニアでは、図7を参照すると、1990年代後半にCO₂排出量の増加がみられたものの、2000年以降は減少が続いていた。2009年頃からCO₂の排出量が増加に転じたものの、GDPは、なだらかな成長を継続し、急激な動きは見られない。また、ケニアの2014年の1人当たりの名目GDPは中国の2003年頃に相当することから、出願国として期待するには、まだ時間を要すると思われる。

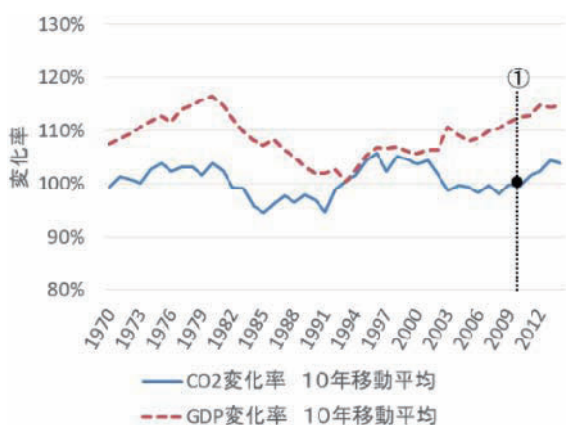


図7 ケニアのデータ推移

今回報告した世界銀行が提供する各国のオープンデータは取得が容易であり、長期間収録されているデータが多いことから、特許データと非特許データとを組み合わせたマクロ分析のハードルを下げることに貢献できると考えている。

本稿での分析では、前述したデータの組み合わせによって、出願国の可能性を検討したが、現在では先進国を中心にCO₂削減技術が開発され、CO₂とGDPの関係に変化が生じており¹⁰⁾、過去のような結果にならない可能性がある。分析としては十分な検証を行うことはできていないものの、オープンデータを活用した新たな視点での分析によって、競合に先んじた知財投資を行うためのツールとしての可能性を示すことができた。

2.3 オープンデータの分析および活用の可能性

以上、各種オープンデータの活用事例の一部を紹介し

たが、JIPA 情報検索委員会では、知財分析に活用できる数多く存在する非特許オープンデータについて分析を行っている。その研究成果の詳細は、JIPA から発刊されている「知財管理」¹¹⁾を参照されたい。

3 時間制約下における知的財産 デューデリジェンス実務指針の探索

本稿では、自社が他社を買収するケースを想定し、厳しい時間的制約のある「知的財産デューデリジェンス」(以下、「知財デューデリジェンス」または「知財DD」ともいう)に迅速に対応するための指針を提供することを目的に、知財DDを効率的に行う際に重要なスキルとして、実施すべき知財DD項目の優先度を決定する「判断力」に着目し、買収の目的、買収対象企業の特性等に応じた知財DD項目とその優先度の検討、および、これを行うために事前に確認をしておくべき事項の検討を行った。なお、情報検索の観点を重視するため、買収対象企業からの情報開示が受けられない状態である「候補企業の選定・評価」の段階における、データベース検索による調査および分析(本稿では、これをデスクトップデューデリジェンスという)を検討の対象にすることにした。

3.1 状況に応じた知財デューデリジェンス項目の優先度検討

代表的な9つの知財DD項目について、買収の目的等に応じた優先度の検討、および、この優先度を付けるために、M&A担当者などへ事前に確認をしておくべき事項について、検討、整理した。

(1) 買収対象企業の特許ポートフォリオ分析

最初に、特許出願件数推移から買収対象企業の出願傾向を把握することができる。この際、買収対象企業の過去の会社名変遷や買収状況などわかっていることがあれば、M&A担当者などに確認しておくことが望ましい。

特にベンチャー企業では、企業名でなく創始者の個人名での出願であるケースが多く、注意を要する。

出願件数推移の把握の際に、毎年右肩上がりに増加している、一時的に集中して出願されているといった特徴的な点があれば、その特徴的な部分の要因分析を開始するなど、詳細な分析の方針立てをすることができる。

事業によっては特許だけでなく、意匠がキーとなるケースもあるため意匠調査の実施も忘れないことが大事である。

特許調査の対象とする国は、買収企業の本社所在地をスタートとするのがよい。次にそこで見つかった特許のファミリーを調査し、特徴的な国がないかを確認する。本社所在地だけでなく、他国への出願が見られる案件は、当然のことながらその企業が重要な案件と捉えているものであり、それら特許を中心として、さらなる詳細分析を進める一助となる。一般的には重要な案件の出願国として、米国・欧州・中国への出願が考えられるが、これら以外の国での出願に特徴がみられた場合は、強力な競合企業が存在する等の可能性が考えられるため、その特徴的な国における競合企業等についての把握も忘れずに行うとよい。

(2) 自社 - 買収対象企業の比較

自社の保有する特許と買収対象企業の保有する特許とを把握して比較することによって、買収前後で特許ポートフォリオの変化を確認することができる。例えば、自社が多く特許を保有している技術と、買収対象企業が多く特許を保有している技術とを比較することで、自社の特許ポートフォリオがカバーできていない技術が補完されるのか、自社の特許ポートフォリオですでにカバーされている技術がさらに補強されるのか、というように買収が自社の特許ポートフォリオに与える影響を把握することが可能となる。より具体的には、特許分類や目視での確認による分類付与によって自社と買収対象企業の保有する特許件数、可能であればそれぞれの特許の価値を分析し、特許マップを用いて可視化することにより容易に把握することができる。買収前後の特許ポートフォリオの変化を把握することによって、買収の目的とする技術や製品の属する技術領域が買収後における特許ポートフォリオによってどのようにサポートされた状態となっているのかを検討する。

買収対象企業が評価すべき特許ポートフォリオを構築している場合が本作業を実施する前提となる。分析を行う場合には、買収の目的に応じて分析する対象となる技術領域やその粒度・観点を変更する必要がある。必要な粒度や観点を分析可能な特許分類が整備されていない場合には、マニュアルによる分類付与作業も必要となり

うる。

この調査・分析の要否を判断するために、買収対象企業の特許ポートフォリオの規模や性質を予め調査し、M&A 担当者などに買収の目的を確認しておくことが望ましい。

(3) 買収後の競争環境の推定分析

自社と買収対象企業で把握されたデータと競合企業のデータとを対比・分析することによって、買収後の競争力の推察が出来る。例えば、買収によって取得できる特許ポートフォリオと、もともと自社で保有している特許ポートフォリオとの和と、競合企業の特許ポートフォリオとの対比によって、競合を凌駕し得るかという検討を行う。また、敢えて自社の弱みとなる分野を含む特許ポートフォリオのチャートを用いることによって、その弱みとなる分野において競合をキャッチアップすることができるか否かを推察し得る。

このような分析は、脅威となる競合に対しての競争力を推察したい場合や、特定の技術を取得することによって技術ポートフォリオの競合他社とのバランス改善・強化を図りたい場合などに活用し得る。

この調査・分析の要否を判断するためには、M&A 担当者などへ、買収した後に脅威となる競合の存在、および買収の目的が、特定の技術に関して、補強を図ることによる競合に対するキャッチアップであるのか、増強を図ることによる更なる差別化であるのかなどを確認するとよい。

(4) 買収対象企業の対競合分析

被引用を考慮した出願件数などの特許統計データは、優れた発明の創出能力を評価する指標となり得る。ひいては、技術力を評価する代替指標ともみなし得る。

例えば図 8 に示すような、買収対象企業の業界における出願件数ランキング、さらに引用頻度などを考慮した件数ランキングなどにより、業界内における買収対象企業の技術力の優劣を推察し得る。この場合、漫然と業界の選択をするだけでなく、技術分野を特定した絞り込みも考慮すべきである。その理由は、もし買収の目的が、買収対象企業が有する全部の技術分野ではなく、一部の技術分野のみの獲得ならば、技術分野を特定しない業界を俯瞰した調査・分析では、あまり有益な情報を提

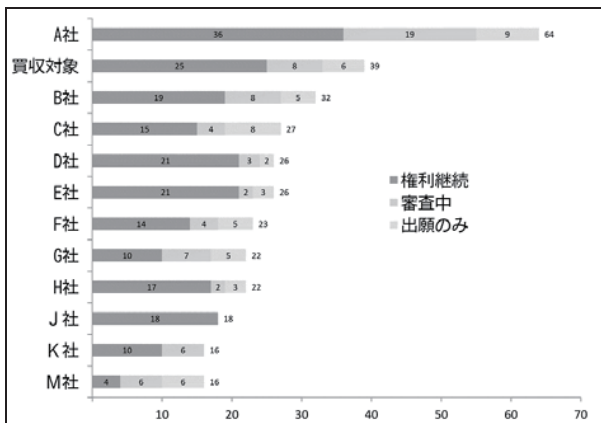


図8 出願件数ランキング

供できないからである。

このようなポジショニングの比較は、買収対象企業が1社に絞られておらず、買収対象企業の比較評価をしたい場面や、買収を検討している事業部などが経営陣を説得するために買収対象企業の技術が優れているという証拠材料を求めている場合に活用を検討し得る。他方、技術の獲得が目的ではない場合はもちろんのこと、買収対象企業の選択の余地が無く、M&A担当者などからこの視点での分析の要望もない場合には、この項目の優先度は下げるべきである。

この調査・分析の要否を判断するためには、M&A担当者などへ、買収の目的に技術の獲得が含まれているか否か、買収対象企業の選択の余地があるか否か、買収を推し進めるべき根拠となり得る情報が必要かどうかを確認しておくことが好ましい。

(5) 実施予定技術 / 製品の特許分析

買収対象企業の製品の販売やサービスを継続する場合や、買収対象企業の技術を自社の製品・サービスに利用する場合において、対象となる技術や製品等の、買収対象企業の保有する特許による保護状況を確認する。具体的には対象となる技術や製品等と、買収対象企業の保有している特許のクレームとを比較することによって確認する。また、保護されている範囲に加え、特許権の有効性を合わせて調査することにより、より確実に判断することができる。具体的には無効理由がないかを確認する。この保護状況の確認によって、製品等の他社模倣リスクを検討し、他社に対する技術的優位性を確保できるかについて考察する。また、技術や製品等に対する特許による保護の状況を把握することで、買収対象企業の知的財

産保護に関する考え方や状況を考察する材料にもなり得る。

買収が開発力（開発拠点・人材）を取得することを目的としており、買収対象企業の製品の販売やサービスを継続しない場合や、買収対象企業の技術を自社の製品・サービスに直接利用することが無い場合、本項目の検討の優先度は低くなるが、製品の販売やサービスをそのまま継続する場合には優先度が高くなる。

この調査・分析の要否を判断するためには、買収対象企業の製品やサービスを継続するのか、または買収対象企業の技術をどのような形で利用することを計画しているのかをM&A担当者などに確認しておくことが望ましい。買収対象企業の製品が複数ある場合や、買収対象企業の特許件数が多く、現実的に全てについて調査ができない場合には、買収の目的となる重要な製品やサービスについての確認を行い、優先順位を設定することが必要となる。

(6) 発明者分析

発明者の件数ランキング等の利用によってキーパーソンやチームの構成の把握ができる。例えば、図9のように発明者毎の出願件数を時系列に整理したチャートによって、どの発明者がどの時期に活発に活動していたかの把握ができる。そして、直近の出願件数が多い発明者がキーパーソンであると推定することができる。その際に特定技術に絞り込んだ母集団を用いれば、技術毎のキーパーソンを推定することもできる。一方で、直近の出願がない発明者については、退職や配置転換等によって、現在は研究開発に携わっていない可能性を推定することもできる。また、キーパーソンの出願に名を連ねている発明者を整理することによって、チームの構成を推

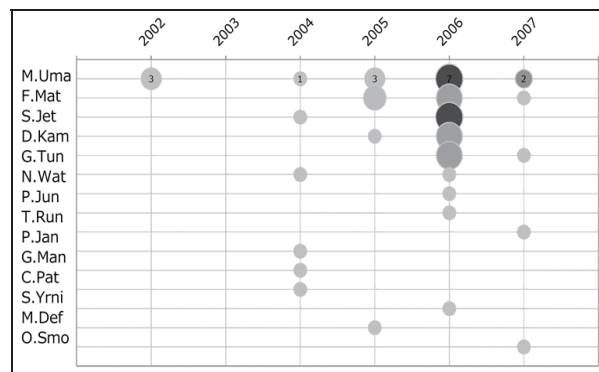


図9 発明者毎の出願件数推移

定することもできる。

なお、調査にあたっては、キーパーソンが買収対象企業に属する前の出願も確認することが望ましい。理由は、例えば、キーパーソンが創出した技術に対して、出資がなされた結果として当該買収対象企業が創立されていた場合には、キーパーソンの名義や従前の企業名義での重要出願が存在する可能性があるからである。

このキーパーソン等の特定は、小規模な買収の検討において、優先度を上げるべき事項と考えられる。理由は、小規模な企業や部門ほど、個人に対する依存度が大きいので、キーパーソンの獲得が重要であるためである。

この調査・分析の要否を判断するためには、買収の規模、買収対象企業の創立に至る沿革、キーパーソンを把握しているかなどを、M&A 担当者などに確認しておくことが望ましい。

(7) 他社権利侵害調査

M&A 後に買収対象企業の製品を製造・販売し或いは買収対象企業が保有する技術を利用していくにあたって、第三者の権利を侵害する可能性がないか確認する事も重要な知財 DD 項目である。仮に、買収対象企業が第三者の特許を侵害していたり、侵害していたりする可能性が高ければ、M&A の実施や条件を見直すことができる。

ただし、M&A 後に買収対象企業の製品を製造・販売しない場合や買収対象企業が保有する技術をそのまま利用しない場合には、調査の必要性は低い。また、買収対象企業の製品や技術が、一般消費者向けなどであって侵害発見が容易である場合は調査の必要性が高いが、侵害を発見し難い場合（立証が難しい場合も含む）は調査の必要性は低い。

公開情報からイ号が特定でき、十分に技術知識を有していれば、一般的な先行技術調査でリスクを把握することは可能であるが、現実的には難しいことが多い。また、関連する特許の件数が多い場合には、抽出と鑑定とにかなりの時間と費用を要する。そのため、オンサイトデューデリジェンスの段階で買収対象企業に過去に行った先行技術調査や認識している係争情報の開示を受けることを想定して、その妥当性を判断できる程度に関係する情報を調査しておく方が好ましい。

なお、M&A 担当者などに対して、買収対象企業の製

品や技術に似た他社製品や技術がないか、気にしている他社特許はないかを事前に確認してから調査を開始するとよい。

(8) 係争調査

買収対象企業の権利が係争の対象となっていないか把握する。具体的には、買収対象企業が国内外で現在抱えている訴訟がないかを裁判所のホームページや市販の訴訟データベース、特許の経過情報、プレスリリースなどを使って調査する。また、パテントロールからの警告、訴訟提起の有無についても、判例データベースや、その他公開されている業界情報などを使って調査する。

そして、仮に訴訟の対象となっている権利が見つかった場合は、係争の対象となる製品や、訴訟額、対象権利の無効可能性などの情報から M&A に及ぼす影響を推察することで、M&A の実施や条件を見直すことができる。

とはいえ、限られた公開情報の中で全てを把握するのは困難であるので、あまり調査に時間をかけず、オンサイトデューデリジェンスに向けた下調べ程度に取り組む方がよい。業界によっては、M&A 担当者が買収対象企業や業界の係争・訴訟情報に詳しい場合があるので、事前に確認してから調査を開始するとよい。

(9) 知財活動レベルの評価

買収対象企業の知財活動レベルの評価は、買収確定後にオンサイトデューデリジェンスで確認し M&A 成立後の統合プロセス（PMI：Post-Merger Integration）時に重要視される項目である。デスクトップデューデリジェンスにおいて正確に評価する事は難しいが、簡易的に評価する指標としては、出願件数、登録率の他に、出願代理人の規模や、各国での異議申し立て対応状況、審決取消訴訟の有無、訴訟の有無、訂正審判の有無などが参考になり得る。これらの情報を基にして PMI において留意すべき点を洗い出しておくことが望ましい。

3.2 仮想応用事例を使った項目優先度の検討

以上、実施すべき知財 DD 項目の優先度を決定する「判断力」について着目し、買収の目的、買収対象企業の特性等に応じた知財 DD 項目の優先度の検討について紹介したが、JIPA 情報検索委員会では、M&A 事例を参

考にして、検討結果を踏まえた複数の仮想応用事例の検討を行っている。その研究成果の詳細は、JIPA から発刊されている「知財管理」¹²⁾ を参照されたい。

4 おわりに

JIPA 情報検索委員会の研究活動の中から、2つのテーマを抜粋し、成果の一部を紹介した。この他にも、中国・韓国特許調査における機械翻訳の利用に関する研究、商用特許 DB の比較検討、技術動向の把握に関する研究、経営指標との相関に基づく業界別特許指標の研究等、知財環境の変化に対応すべく研究活動を推進している。その成果については、知財管理誌等で公開していくので、期待されたい。

注 記 (引用文献、参考文献)

- 1) XBRL Japan
<https://www.xbrl.or.jp/>
- 2) XBRL Japan からの電子行政オープンデータ構想に対する提案 (2013)
<https://www.xbrl.or.jp/uploads/fckeditor/event/09Panel04XBRLJapanSympo14.pdf>
- 3) 有報キャッチャー EXCEL ツール
<http://tecaweb.net/archives/290>
- 4) EDINET ダウンロード EDINET タクソノミおよびコードリスト
<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/E01EW/BLMainController.jsp?uji.verb=W1E62071InitDisplay&uji.bean=ee.bean.W1E62071.EEW1E62071Bean&TID=W1E62071&PID=currentPage&SESSIONKEY=1506480722775&kbn=2&ken=53&res=53&idx=0&start=1&end=53&spf1=1&spf2=1&spf5=1&psr=1&pid=0&row=100&str=&flg=&lgkbn=2&pkbn=0&skbn=1&dskb=&askb=&dflg=0&iflg=0&preld=1>
- 5) EDGAR Online
<http://developer.edgar-online.com/docs>
- 6) ティッカーシンボルの検索例 (NASDAQ)
<https://www.nasdaq.com/symbol/>
- 7) EDGAR Online Register
<http://developer.edgar-online.com/member/register>
- 8) EDGAR Online DataFied API Version 1
<http://developer.edgar-online.com/docs/v1>
- 9) World Bank Open Data
<https://data.worldbank.org/>
- 10) IEA finds CO₂ emissions flat for third straight year even as global economy grew in 2016
<https://www.iea.org/newsroom/news/2017/march/iea-finds-co2-emissions-flat-for-third-straight-year-even-as-global-economy-grew.html>
- 11) 情報検索委員会第 1 小委員会、知的財産戦略に資するオープンデータの活用、知財管理、Vol.68、No. 12 (2018)
- 12) 情報検索委員会第 3 小委員会、時間制約下における知的財産デューデリジェンス実務指針の探索、知財管理、Vol.68、No. 9 (2018)



2

特許情報の高度な活用

